

Legal Models of Information Market in the Near Future

情報市場における近未来の法モデル

プロジェクトリーダー 北 川 善太郎

財団法人国際高等研究所 副所長



1. 研究の目的

1988年から北川善太郎・国際高等研究所副所長がデジタル著作権取引市場の近未来の法モデルとして提唱してきた「コピーマート」は、最近、内外においてデジタル著作権問題の一つの解として急速に定着してきました。「コピーマート」は、デジタル革新技術を活用して国内はもちろん国際的にも錯綜した著作権問題を解く法モデルとして情報社会の発展に資すると考えられます。

今日の近代法制は、欧米の近代社会から生成して今日にいたっていますが、「情報」は法概念として知られていません。高度情報社会で生成している情報市場では、情報とくにデジタル情報がビジネスの世界はもちろん人間や社会のあり方にかかわることですので、社会システムの制度的基盤である法システムは情報を抜きにしては語れません。にもかかわらず、その制度的基盤は現行法の枠組みでは用意されていないのです。

「情報市場における近未来の法モデル」プロジェクトは、情報市場で生起している特定の重要課題別に確定した科学技術の近未来モデルを、社会システムの制度的基盤である法システムに投影して、情報市場における重要課題解決の法モデルを構築しようとするものです。そして、情報社会における情報と知的財産の創造と流通に関する「コピーマート」について、法モデルを策定することを目的としています。

2. 研究の内容

(1) コピーマート基礎研究

(a) 「知識ユニット」研究

電子著作権管理システムに市場構想を持ち込むコピーマートは情報社会の法的基盤であります。このような法的基盤が情報社会で生成すると、コピーマートの上で動き回る情報が情報社会の構成単位となります。この意味で情報社会の構成要素となるものを「知識ユニット」(knowledge unit)とよんでいます。著作権を内部化しているコピーマート上の情報である知識ユニットは自由に情報社会を動き回ることができます。知識ユニットは新しい概念であり、その意義や内容を確定することが、情報科学、社会学、哲学、経済学、法学等の共同研究課題です。この概念を構成要素とする情報社会論は、インターネットやサイバースペースを含んで情報社会を考える新しいパラダイムにつながる可能性をもっています。

(b) 「コピーマートコード体系」研究

本プロジェクトは、コピーマートコード体系の構築を進めています。コピーマートコードは、デジタルコンテンツをコピーマートで流通する



「知識ユニット」としての適性を与える重要な概念です。このコピーマーケット体系の研究にあたっては、ISOの技術コードなどといった既存のコードとの相互接続性を担保しながら、その具体的な検討を進めます。

本プロジェクトは、デジタルコンテンツの処理に不可欠なアイデンティファイアー、メタデータ、カテゴリーなどに関して総合的な研究を行い、情報流通の礎となる「コピーマーケット体系」の構築を進めています。近年このような分野への関心は世界的に高まっており、デジタルコンテンツ流通のアーキテクチャとして、国際的なデファクトスタンダードを狙ったものやISOへの申請を出しているものも増えてきています。本研究は、こうした内外の動きと協調しつつ具体的な共同研究を進め、外部のコード体系とのグローバルな相互互換性を具備したコピーマーケット体系を構築するものです。

(c) 「コピーマーケット・システム」研究

コピーマーケット・システムは、ハードウェアとソフトウェアについての研究です。このコピーマーケット・システム研究では、ハードウェアは既製のものとコピーマーケット技術研究で開発したものを利用します。コンテンツとなるデータは文献情報のように知識ユニットとして比較的情報価値の低い情報が対象になります。

(d) 「コピーマーケット技術」研究

著作権を内在している知識ユニットを多目的に利用できる技術を検討するのが「コピーマーケット技術」研究です。ここでは著作物の情報科学的分析や著作権にかかわる技術モデルの析出が行われます。そこで、情報市場におけるコピーマーケット技術の近未来をモデル化するためにコンピュータ技術・ビジネス・法学等の学際的研究を行います。



(e) 「コピーマーケット法律問題」研究

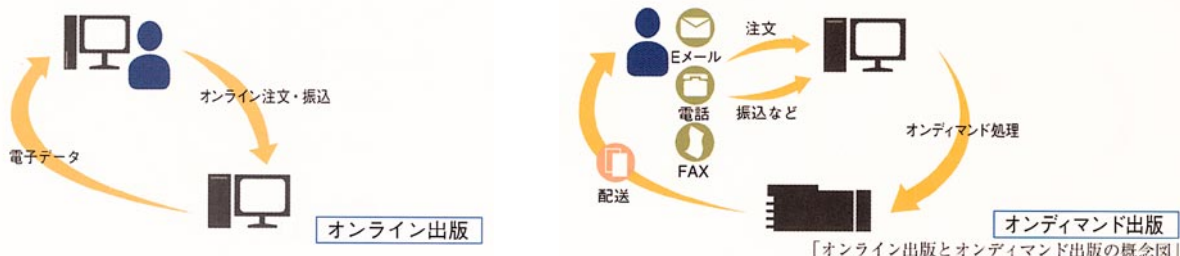
コピーマーケットは著作権取引の場であり、合意に基づく法モデルです。そこで検討すべき法律問題は、著作権関係と契約関係が中心ですが、知的所有権一般、情報関連ビジネス規制、著作権ビジネス等とのかかわりも分析する必要があります。システム契約としてのコピーマーケット契約、コピーマーケット利用条件、電子支払システム、コピーマーケット取引における責任等が学際的研究の対象テーマとなります。

(2) 情報法システム研究

情報市場における近未来の法モデルとしての情報法システム研究は、全体像を描き出すことを目的にするものではありません。サイバースペースにおいて萌芽的に生起している新しい重要課題から具体的な問題モデルを学際的共同研究により確定します。そのような例として仮想の人物、遺伝子情報と生物体、電子認証、デジタル共同体等が考えられます。このような問題モデルについて、近代法システムにおける問題解決の可能性を検討し情報社会の法的基盤である情報法システムの法モデルを策定します。これが情報法システムの研究です。この研究部門は情報法システムの構成要素である人間、財産、団体、取引、市場、共同体、権利、紛争解決等にかかわる近未来の法モデルを構築しやがて浮かび上がる情報システムへの道程を解明するものです。

(3) コピーマーケットの応用研究

コピーマーケットの応用研究は、コピーマーケットのビジネスモデルづくり、コピーマーケットのアプリケーション、「知識ユニット」の利用形態に関する研究です。高度情報化社会の構成要素である「知識ユニット」とコピーマーケットモデルを軸に、グローバル情報基盤の上に生成している情報市場の諸制度を具体的に構築します。すでに、平成11年には、財団法人国際高等研究所学術出版において、コピーマーケットを応用したインターネット出版を発足させるにいたりしました(下記概念図参照)。今後さらに構築する予定があるコピーマーケットとしては、著作権データベース、権利ビジネス情報、システムLSIの設計資産、学術情報、化学物質データベース等があります。



3. 研究の体制等

期 間：1998年6月～2003年3月

構 成：プロジェクトリーダー・北川善太郎（財団法人国際高等研究所・副所長、名城大学・教授）、コアメンバー・田中成明（京都大学・教授）・斎藤博（専修大学・教授）・石田亨（京都大学・教授）・木下孝彦（財団法人比較法研究センター・主幹研究員）、ポスドク2名。

実施場所：財団法人国際高等研究所（京都府相楽郡木津町木津川台9-3）